

# はじめに

## 1 コンプライアンスの重要性及びコンプライアンスに関する職責

### (1) コンプライアンスの重要性

「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」という防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、我々の組織とこれを構成する個々の隊員が、国民から信頼され共感を持たれることが必要不可欠です。このため、隊員一人一人が高いコンプライアンス意識を持つことが重要です。

### (2) コンプライアンスに関する職責

コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（通達）（防官文第6443号。26.5.8）において、大臣官房長、各局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、防衛監察本部の協力の下、コンプライアンスに関する意識の徹底を図るための教育を実施するとされており、徹底を図る責務があります。

## 2 防衛監察本部における取組

防衛監察本部は、防衛施設庁官製談合事案、情報流出事案等の不祥事により、防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を著しく損ねる事態となったことを踏まえ、平成19年9月、大臣直轄の特別の機関として設立され、独立した立場からの監察により、不正や非違行為の未然防止等に努めてまいりました。

さらには、不正や非違行為の未然防止等を推進するため、遵法精神や倫理観といったコンプライアンス意識の浸透にも努めており、各部隊・機関等におけるコンプライアンスに係る講習のほか、平成19年11月からコンプライアンス・ガイダンスを発刊し、幅広く活用されるよう配布等を行ってきたところです。

# はじめに

## 3 コンプライアンス・ガイドスの概要

### (1) コンプライアンス・ガイドスの区分及び対象

本資料は、管理者用と一般隊員用に区分して作成しています。本資料の管理者用は防衛省の各組織の長、部課長及び各級指揮官を念頭に、一般隊員用はそれら管理者を除く隊員を対象としています。

### (2) 管理者用

ア 本資料は、各機関の管理者が業務に当たり常に意識していただきたい内容を整理したものであり、また、朝礼・終礼時の教育や各種研修・教育等を行う際の教材として活用することも念頭に置いています。

イ 管理者用では、「コンプライアンスについて」、「不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等」、「管理者が特に認識すべき事項」及び「参考資料」の4項目から構成しています。

ウ 「コンプライアンスについて」では、防衛省・自衛隊におけるコンプライアンスの意義・取組の重要性、注意すべき行為等について記述しています。

エ 「不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等」では、防衛省・自衛隊における不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等について記述しています。

オ 「管理者が特に認識すべき事項」では、管理者が行う各種点検項目、職員に義務付けられている各種教育等、女性職員の活躍とワークライフバランスの推進、自衛官以外の隊員における超過勤務の上限等に関する措置及び防衛省における各種強化月間・週間等について記述しています。

### (3) 一般隊員用

ア 本資料は、一般隊員の業務における参考資料としての活用を念頭に置いています。

イ 一般隊員用では、管理者用の「コンプライアンスについて」及び「不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等」の内容を一般隊員の業務に合わせて記述しています。

# はじめに

ウ 「不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等」では、各項目の必要性、心掛けるポイント、違反事例及び事例における問題点を示し、各人でチェックできるようにしています。

## 4 配布等

各部隊等に冊子として配布するとともに、防衛監察本部ホームページ (<http://web.mod.go.jp/igo/compliance/guidance/index.html>) 上に次のデータ（PDF）を掲載しています。必要に応じて活用してください。また、御要望に応じて、パワーポイントのデータを提供しています。

- 一括ダウンロード用
- 分割ダウンロード用

## 5 本資料への意見等

防衛監察本部総務課企画室コンプライアンス・ガイダンス担当（参照「問合せ先」（162ページ））までお願いします。